

その他の災害 航空機災害・火災



航空機災害に備える

中標津町には、中標津空港が所在するため、空港及びその周辺における航空機災害の発生に対し、日ごろから備えておかなければなりません。中標津町では昭和58年3月に、旅客機が着陸に失敗し、墜落する事故が発生しています(搭乗者53名、重傷者4名)。

万一、航空機災害が発生した場合は、中標津町緊急情報メール、FMはなへの緊急割込放送、広報車などにより、災害に関する情報が伝達されますので、正しい情報を確認し、あわてず冷静に行動しましょう。



住宅用火災警報機の設置

消防法及び条例により、全ての住宅に住宅用火災警報機の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器には煙に反応するタイプ(煙式)と、熱に反応するタイプ(熱式)があり、条例で義務付けられている感知器は煙式です。

住宅用火災警報器の基本的な取り付け場所は寝室です。寝室が2階の場合は階段にも設置が必要です。(台所は任意です。)

消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っていますので日本消防検定協会のNSマークがついてるものを選びましょう。



消火器の使い方

- 安全ピンに指をかけて上に引き抜きます。
- ホースを外して火元に向けます(できるだけ先端をもつ)。
- レバーを強く握ると消火剤が噴射されるので、煙や炎ではなく、火元に吹き付けます。



注意! 消火のあとも熱が残っていると再発火するおそれがあるので注意しましょう。



注意! 消火器の設置は日の当たる場所や湿気の多い所を避けます。



航空機災害や、火の不始末による火災にも注意しましょう。

火災予防の10項目



1 ストープ周辺には燃えやすい物を置かない



2 揚げ物のときはその場を離れない



3 寝タバコ・ポイ捨ては厳禁



4 タコ足配線やほこりづまりに注意



5 放火をさせない環境づくりを心がける



6 たき火はなるべくしない(強風の日は厳禁)



※行う場合は事前に消防署に申請が必要です。

7 住宅用火災警報機や消火器を設置

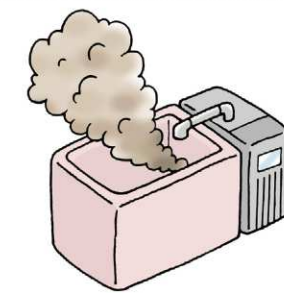


住宅用火災警報機
新築住宅は平成18年6月1日から
既存住宅は平成23年6月1日から
設置が義務付けられています。

8 子どもにライターで遊ばせない



9 風呂の空だきに注意



10 就寝前に火の元の確認を

